

調査の概要

1 調査の目的

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住宅・土地関連諸施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和23年以来5年ごとに実施してきており、平成15年住宅・土地統計調査はその12回目に当たる。

2 調査の時期

調査は、平成15年10月1日現在で実施した。

3 調査の地域

全国の平成12年国勢調査調査区の中から全国平均約4分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において平成15年2月1日現在により設定した単位区のうち、約21万単位区(鳥取県においては937単位区)について調査した。

4 調査の対象

調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯について調査した。

5 調査事項

平成15年住宅・土地統計調査では、調査票甲及び乙により、次に掲げる事項を調査した。

〔調査票甲及び乙における共通の調査事項〕

(1) 住宅等に関する事項

- ア 居住室の数及び広さ
- イ 所有関係に関する事項
- ウ 敷地面積
- エ 敷地の所有関係に関する事項

(2) 住宅に関する事項

- ア 構造
- イ 階数
- ウ 建て方
- エ 種類
- オ 建築時期
- カ 床面積
- キ 建築面積
- ク 家賃又は間代に関する事項
- ケ 設備に関する事項
- コ 駐車スペースに関する事項
- サ 増改築に関する事項
- シ 世帯の存しない住宅の種別

(3) 世帯に関する事項

- ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名
- イ 種類
- ウ 構成
- エ 年間収入

(4) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項

- ア 従業上の地位
- イ 通勤時間
- ウ 現住居に入居した時期
- エ 前住居に関する事項
- オ 別世帯の子に関する事項

(5) 住環境に関する事項

〔調査票乙における調査事項〕

(6) 現住居以外の住宅及び土地に関する事項

- ア 所有関係に関する事項
- イ 所在地
- ウ 面積に関する事項
- エ 利用に関する事項

6 調査の方法

調査は、都道府県知事が任命した調査員が各調査対象を訪問して調査票を配布し、後日収集する方法により行った。

7 結果の公表

今回公表した結果の概要は、平成16年8月30日に総務省統計局が公表した速報集計の地域別結果(都道府県の結果)を取りまとめたものである。

なお、全国の確認集計については、平成17年3月に総務省統計局から公表される予定である。

(注) 速報集計による結果は速報値であり、
確認集計による結果とは、必ずしも一致しない。

8 統計表を利用する上での注意

(1) ここで掲げた統計表は、標本調査による推計値であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。

したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

また、平均値については、それぞれ表章単位未満を四捨五入して表章した。

(2) 統計表中に使用されている記号等は、次のとおりである。

「 - 」は調査又は集計していないもの及び調査又は集計したが該当数字がないものを示す。

「 0 」は調査又は集計したが、該当数字が表章単位に満たないものを示す。